

【市長あいさつ（要旨）】

本日の案件は、令和元年小牧市議会第2回定例会の提出予定議案である。上程議案数は、条例案7件、補正予算案3件、諮問4件の合計14件を予定している。また、令和元年8月小牧市行政組織改正案について、こまき令和夏まつりについても発表させていただく。

その後、業務委託契約の情報漏えいに関する第三者委員会の報告についても報告させていただく。

【説明要旨】

【令和元年小牧市議会第2回定例会提出議案について】

【条例案】

《小牧市事務分掌条例及び小牧市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について》

創造性及び機動性の高い組織を構築するための事務分掌の見直しにより、都市建設部を廃止し、建設部及び都市政策部を新設し、組織の事務分掌の整備として、多文化共生に関することを地域活性化営業部から市民生活部に移管し、新設する建設部及び都市政策部は、廃止をする都市建設部の所掌事務をそれぞれ引き継ぐものである。

また、小牧市空家等対策協議会の庶務については、現行市民生活部から都市政策部において処理することとするものである。

《小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について》

消費税法の改正に伴い、使用料等に消費税及び地方消費税の適切な転嫁を行うため、小牧市水道事業分担金徴収条例を初め、24の条例に規定する使用料等を改正するものである。

《小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について》

地方税法等の改正に伴い、1の個人市民税では、児童を扶養する未婚の父または母である単身児童扶養者に対して、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には個人市民税を非課税とする措置などを講じ、2の法人市民税では、法人市民税に係る申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織、いわゆるe-Taxを使用した電子申告が義務化されている一定の内国法人等が電気通信回線の故障等によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合で市長の承認を受けたときは、e-

Taxを使用しないで申告書及び添付書類を提出することができることとなるものである。

次に、3の軽自動車税では、軽自動車税の納期を現行5月11日からであるところ、5月1日からとし、軽自動車税種別割の税率を重課する措置について、令和2年度以後も実施することとし、軽自動車税種別割における軽減税率措置について、令和2年度及び令和3年度取得分については、取得の翌年度のみ現行の制度を継続することとし、また令和4年度及び令和5年度取得分については、取得の翌年度のみ電気自動車及び天然ガス自動車に限り軽減税率制度を適用することとし、軽自動車税環境性能割において、令和元年10月1日から令和2年9月30日取得分に限り、税率を1%分軽減する措置を講ずるものである。

《小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

介護保険法施行令の改正に伴い、所得の低い第1号被保険者の保険料率を軽減するものである。

《小牧市民病院における個人番号カードの利用に関する条例の制定について》

小牧市民病院における個人番号カードの利用に関し、必要な事項を定めるもので、個人番号カードを利用して行う事務は市民病院において、健康保持に必要な医療を提供する事務とし、個人番号カードを利用して医療の提供を受けようとする者は、病院事業管理者に申請しなければならないこととし、管理者は個人番号カードの利用の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに医療の提供に必要な情報を記録するものである。

《小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について》

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴いまして、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合の追加等を行うものである。

《小牧市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について》

児童扶養手当法施行規則の改正に準じ、遺児手当の受給に係る前年の所得の届け出期間の変更等を行うものである。

【補正予算案】

《令和元年度小牧市一般会計補正予算（第2号）》

補正前の額に2,227万4,000円を追加し、559億6,351万4,000円とするものである。

「環境事業基金積立金」

レジ袋削減協議会参加事業者であるユニー株式会社様から御寄附いただいたレジ袋収益金を環境事業基金に積み立てるものである。

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業」

消費税増税対策として、10月31日時点の児童扶養手当受給者のうち、法律婚をしたことがなく、事実婚状態でもない未婚の方に限り支給する給付金等である。

「福祉総合システム修正委託料」

幼児教育無償化に伴い、無償化の対象外となった給食費の管理機能をシステムに追加するものである。

「移住支援事業費補助金」

東京圏以外で移住し、移住先の中小企業等へ就職する者に対して補助を行うものである。

「プレミアム付商品券事業」

市内の郵便局14局の窓口で消費税率引き上げに伴うプレミアム付商品券を販売するための委託料などの経費を計上するものである。

「特別旅費（都市計画総務一般事業）」

中心市街地グランドデザイン戦略会議の委員へ事業説明をするための旅費である。

「中心市街地グランドデザイン事業」

中心市街地グランドデザインの策定に必要な経費を計上するものである。

「東部まちづくり一般事業」

東部まちづくり戦略会議の委員へ事業説明をするための旅費などの経費を計上するものである。

「東部振興構想等策定事業」

東部振興構想等の策定に必要な経費を計上するものである。

「基金積立金（こまき応援寄附金関係）」

4月15日現在、350名からいただいた寄附金について、寄附された方々

の御意向に沿って、各種基金に積み立てを行うものである。

《令和元年度小牧市病院事業会計補正予算（第1号）》

病院事業会計では、収益的支出で2,151万6,000円を増額し、248億391万9,000円とするものである。

収益的支出の補正で、放射線科医の人員不足と令和元年5月1日の新病院開院に伴い、機械設備が増加し、MR画像等の診断件数がふえる見込みのため、読影の外部委託に係る経費などを計上するものである。

《令和元年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）》

下水道事業会計では、収益的支出で3,816万1,000円を増額し、30億7,717万8,000円とするものである。

収益的支出の補正で、地方公営企業法適用に伴い、平成30年度事業に係る消費税及び地方消費税を当初予算では特例的支出として計上していたが、特別損失として計上するものである。

【諮問】

「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第1号の稲垣ヒロ子氏、諮問第2号の青山恵史氏及び諮問第3号の水無瀬量瑞氏は、いずれも再度推薦しようとするものであり、諮問第4号は委員渡邊照美氏の任期満了に伴い、後任候補者に長谷川恵子氏を推薦しようとするものである。

【令和元年8月小牧市行政組織改正案について】

改正方針として、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するために、より効率的な創造性・機動性の高い組織体制を構築する。公共施設の適正な管理を行うため、ファシリティマネジメントの機能を強化する。シティプロモーションをさらに推進し、市内外に対して本市の魅力をより効果的に発信をする。多文化共生や空き家対策に関する専門部署を新設するとともに、重点的なまちづくり体制を強化することとした。

具体的な組織改正の内容について、情報システム課の統計調査係を総務課に移管する。

資産管理課の資産管理係と建築課の営繕係をあわせて再編し、ファシリ

ティマネジメント係と管財係を新設する。

シティプロモーション課の観光交流係を廃止し、シティプロモーション係と観光振興係を新設し、にぎわい創出係とあわせた3係体制とする。

市民生活部に多文化共生推進室を新設し、多文化共生係は多文化共生に関する事務を所管する。

保育課を幼児教育保育課とし、保育係を幼児教育保育係とする。

都市建設部を廃止し、建設部と都市政策部を新設する。建設部に道路課、河川課、建築課、用地課を設置する。都市政策部には、都市計画業務及び空き家対策を含む住宅政策業務を所管する都市計画課と、都市整備業務と交通政策業務を所管する都市整備課を新設し、東部まちづくり推進室、みどり公園課、区画整備課とあわせた5課体制とし、都市政策課を廃止する。

東部、北部及び南部学校給食センターの業務係を廃止する。また、所掌事務の整理を行う。

その他部局について、改正はなし。全体としては現行組織より1部3課増の13部63課、3市民センター、146係となる。

【こまき令和夏まつりについて】

新たな夏まつりについては、アンケートやワークショップなどで市民の皆様から御意見を聞きながら、関係者と調整し、検討してきたところである。

まつりの名称は、今まで暫定的に表記してきた「こまき夏まつり」の名称を新しい元号の始まりとともに「こまき令和夏まつり」とする。

まつりの開催日は、2019年（令和元年）8月24日の土曜日とし、午後3時30分から午後10時までで、開催場所はラピオ周辺道路及びラピオ4階・5階となる。

新しい小牧ならではの夏まつりを提案しようと市内最大級の114の露店が出店、伝統的な祭り屋台ゾーンに人気のキッチンカーゾーン、外国人市民の多い小牧だからこそ味わえる種類豊富な外国料理の露店、夏の思い出に手づくりのクラフトショップなど、バラエティーに富んだお店が立ち並ぶ。

また、ダンスチームや和太鼓団体などがいつもは小牧のメインストリートであるラピオの南側道路のパフォーマンスエリアでパフォーマンスを披露する。パフォーマンスのトリには、飛び入り参加オーケラの総踊りを行

う。総踊りの詳細については、当日は振りつけを担当したラッキィ池田氏をお招きし、30分程度、練習時間を設けているため、誰でも気軽に総踊りに参加が可能である。

その後、秋葉山車の宵山の4台がどんでんを披露し、パフォーマンスエリアに集結し、小牧の伝統的なおまつりへつなげる。

総踊りの詳細について、3月に開催した小牧戦国少女隊の乙女笑顔道を愛知県音楽大使も務めるnobodyknows+や中日ドラゴンズへの楽曲提供などで知られるサウンドプロジェクト「Sigma Sounds Studio」が編曲、振りつけはアニメ妖怪ウォッチのようかい体操第一や数々のCMの振りつけなどを手がけるラッキィ池田氏が担当した。軽快なアレンジにキャッチーなかけ声、わかりやすい振りつけに仕上がっており、5月の頭より市公式YouTubeで公開をしている。

また、ラッキィ池田氏からは今回の振りつけに対して、「小牧の総踊りの振りつけなんて、すごい大役。これって織田信長公の歴史に少しだけ名を刻むことになりますよね。戦国時代から町並みは変わっていますが、見上げた青い空は昔のまま。さあ皆さん、信長公と一緒にエヘラオヘラ踊ろうじゃありませんか」とコメントをいただいている。

また、事前に1回、ラッキィ池田氏本人による総踊りレッスンを開催する。6月29日土曜日午後2時より、ラピオ5階まなび創造館スポーツセンターアリーナにて、先着200名を参加募集しているところ、残りは50名程度となっている。

【小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会の報告について】

●市長あいさつ（要旨）

小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会から、5月22日に報告書を受領したため、報告をさせていただく。

今回、情報漏えいの疑いがあるとして調査対象とした契約は、報告書に記載されている言い方で申し上げますと、A契約、B契約、そしてC契約の3件である。私は、この3件とも、職員からは情報漏えいはなかったと報告を受けている。

しかしながら、3件の契約において、市の予定価格と業者の見積額が1

万円単位まで完全に一致をしたことについては、市民感覚から、情報漏えいの疑念が拭い切れないものと考え、私みずからの判断として、第三者委員会の設置が必要と判断し、昨年11月22日の臨時議会において、第三者委員会条例の制定について御提案を申し上げ、議会の御議決をいただき、12月27日に第三者委員会を設置した。

そして、13回の委員会が開催され、委員全員出席の中、延べ18人に対する聞き取り調査、審議及び資料の検証などが行われたところである。

第三者委員会の報告の詳細については、結論を申し上げますと、第三者委員会においては3契約とも疑惑として指摘された意味での情報漏えいはなかったものと判断された。

報告書の中では、1億円を超えるC契約についても、わざわざ1万円単位まで数字を一致させ、漏えいがあったのではないかと疑いを招くような見積書を提出するとも考えがたい。金額が設計価格及び予定価格とぴったり一致したこと自体は偶然であったと言い得ると述べられている。

ただし、もう少し詳しく申し上げますと、残念ながら全く問題がないというわけでもなく、第三者委員会の検討においては、具体的金額自体を他社に知らせることの狭義の意味での漏えい、また情報提供の相手方に対して当該相手方が予定価格、あるいは設計金額を推測するに有益な何らかの情報を提供することの広義の意味での漏えい、この2つの側面から検討がなされており、第三者委員会からは、A契約については漏えいの有無について検討の必要はなし、B契約について漏えいはなかったと結論が出された。しかしながら、C契約についての結論は、狭義の意味での漏えいはないものの、広義の意味での漏えいはあったものと判断された。

そもそも今回の事案は3件の契約において、市の予定価格と業者の見積額が1万円単位まで完全に一致をしたことから、市から金額が漏れたに違いないと、そうでなければ偶然一致するはずがないと疑惑を持たれることとなったわけであるが、第三者委員会の報告書によれば、具体的金額自体の漏えいを行ったと認めることはできない、一致したこと自体は偶然であったと結論されたところである。

しかしながら、業者とのやりとりの中で、担当職員な不用意な発言が広義の意味での情報漏えいに当たると評価せざるを得ないと判断された。職員のコンプライアンス意識の低さが招いたものであり、このことがC契約において金額が1万円単位まで一致したことの主たる要因となったわけで

はないとはいえ、広義の意味での情報漏えいと認定されたことは、大変遺憾なことであると言わざるを得ない。

市の組織の規範意識にそうした甘さがあったことは反省すべきことであり、市の最高責任者として、今後こうしたことがないように、職員のコンプライアンス意識の徹底、綱紀粛正に努めるとともに、第三者委員会からいただいております再発防止に向けての提言内容を十分に検討し、透明性、競争性、公平性の高い入札契約制度の確立のため、契約事務の適正化に取り組んでまいりたい。

なお、今回、第三者委員会の判断を厳粛に受けとめ、関係職員に対しては、大変残念ではあるが、本市の懲戒処分の基準に照らし合わせ、本日付で服務義務違反として厳しく処分したところである。

●概要説明

再開発ビル「ラピオ」内に整備を進めている（仮称）こども未来館については、これまで特命随意契約により株式会社D社と業務委託契約を締結しているが、そのうち3件が予定価格と見積金額が同額であったので、職員から予定価格の漏えいがあったのではないかと疑念があがった。

このため、職員による予定価格の漏えいの有無等について、中立・公正で客観的な調査審議を行うため、小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会が平成30年12月27日に設置され、以降13回の委員会が開催され、調査・審議及び資料の検証等が行われ、令和元年5月22日に第三者委員会から報告書を受領したため、その結果について報告する。

今回、第三者委員会で調査・審議対象となった業務委託契約は、記載のとおり、①子育て世代包括支援センター等整備工事設計業務委託（以下A契約）、②が子育て世代包括支援センター等整備工事管理業務委託（以下B契約）、③が（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託（以下C契約）。なお、A、B、C契約とは、報告書での記載がそのようになっているため、そのような言い方をさせていただく。

これら3契約は、いずれも特命随意契約であることから、見積書がD社のみからの提出であった。A契約、C契約は、1回目の見積書に記載された見積金額が予定価格と同額であり、B契約では、2回目の見積書に記載された見積金額が予定価格と同額であった。

その結果、D社は小牧市とD社の間において、設計委託契約あるいは監

理委託契約を締結するに至っている。

第三者委員会からは、漏えいの有無を検討するに当たって、複数の視点で見ることが必要であるとされている。

1つ目は、諮問内容に記載されました職員の意味である。職員による漏えいで誰を対象とするのかであるが、こども政策課の直接の担当者以外にD社との人的関係の存在を考慮することができず、そうした存在を疑わせる事情も特段認められないため、こども政策課の担当職員N主事のみ限定して漏えいの有無について検討を行っている。

また、もう一つの視点として、漏えいの意味について検討を行い、狭義の意味での漏えいと広義の意味での漏えいの両者の側面から漏えいの検討を行っている。

狭義の意味での漏えいとは、具体的に金額自体を他者に知らせることを言い、広義の意味での漏えいは、情報提供の相手方に対して、当該相手方が予定価格あるいは設計金額を推測するに有益な何らかの情報を提供することと記載されている。

続いて、それぞれの契約について、担当職員N主事による漏えいの有無についての報告である。

まずA契約については、D社はプロポーザルの段階から関与している諸事情から、見積金額が予定金額と同額になる事態が発生することは十分予測されるため、漏えいの有無については特段検討するまでもないと判断された。

B契約については、担当職員N主事は、1回目の見積金額から少し下げた見積書を出してほしいといった程度の連絡をしたことは認められるものの、それ以上に下げ幅は1万円足りるとの推測に至るためのヒントとなるような連絡内容まで達していたことは認められない。よって、狭義及び広義、両者ともに漏えいを認定することは困難であると判断されている。

C契約については、この契約はD社からの見積金額は設計金額及び予定価格と同額の1億1,431万円であった。1億円規模の契約にもかかわらず1万円単位の数字まで一致しており、通常ではあり得ないとして、情報漏えい疑惑の発端となった契約案件である。

職員N主事は、D社担当者から、ここは1回目の見積もりからあったと書いているが、事前に1億1,531万円という金額で打診を受けた際に、100万円単位の減額が必要であると述べたが、少なくともそのことが明確に伝

わる表現を用いて必要な減額幅を示唆した。職員N主事が見積書の金額について、少しオーバーする、かけ離れているといった表現を超え、幾ら幅があるといえ、100万円単位という具体的な数字を提示し、数字を容易に連想させる言葉を用いたことは、もはや設定価格を推測するに足る有益な情報を与えたと評価せざるを得ない。よって、C契約については、狭義の意味での漏えいはないものの、広義の意味では漏えいがあったものと判断したとある。

このことについて、報告書の本文で再度説明をさせていただく。

D社の担当者は、経費を積み上げて積算すると平成30年度予算の金額をはるかに上回るため、見積もりの積算に当たっては予算額をベースにしたと聞き取りで答えている。こども未来館整備工事の基本設計委託料4,982万7,000円、実施設計委託料7,604万2,000円、これはホームページ等で公開している予算に関する説明書から判断できるが、これを足すと1億2,580万、これは足した数字を10万円未満の端数切り捨ての額が1億2,580万となり、これを税抜きにすると、1億1,648万1,000円となる。これに99%を乗じると1億1,731万、1万未満は切り捨てであるが、この額をD社の担当者は積算をして、会社の上司に相談の上、当時のN主事にこの額を提示して、事前に打診をしたということである。細かい積み上げではなく、予算から類推したということである。これを見たときに、N主事から金額がオーバーすると言われ、どのぐらいかというやりとりがあったが、そこでは明確な数字のやりとりはなく、1億円の1%ということ100万円を単純に引いて見積書を出した。ここで具体的なN主事からの示唆はなかったとはっきり言っている。

また、特命随意契約の見積書提出は期間が通常短いので、金額が離れていないかどうかを事前に職員に対して打診することは珍しくなく、本件のN主事の対応は奇異に感じなかったとD社の担当者が言ったとある。

次に、こども未来館の担当者のこれに関する主張であるが、D社から見積書提出前にこのような数字でいいかという打診があった。このときに、正確には数字が完全に一致していなかったが、ほぼD社の担当が言っているような数字の打診があったということは認めている。そのときに、単価が数百円下がれば、1億円の契約であれば、100万円単位で下がるという趣旨の話はしているという、少し曖昧な表現ではあるが、ヒントを与えたという、ここでは自覚はなかった旨の発言をしている。

その結果、正式に第1回目の見積書が届いて、開封したら金額が一致していたため、非常に驚いたとも述べており、自分としては一致したことに驚いて、このまま契約するのに抵抗感があり、D社に再見積もりも提出させたかったとまで述べている。また、100万円単位で減額が必要だというのは、減額幅を言うだけであり、D社が100万円だけ減額してくるとは思わなかった。自分の言葉がヒントになって数字が一致したとは考えたことはなかったとまで話している。

この2人のやりとりを受けて、当委員会の判断であるが、大きな流れにおいてD社担当者とN主事の説明は一致している。2人の聞き取りについてはほぼ納得、一致していると評価された。

また、D社では個々に積算せずに、平成30年度当初予算額からどの程度減額するかというアプローチをして見積金額を出している。D社は、N主事から予算額よりも減額だと言われていたこと、また個々の単価を積み上げると到底予算内でおさまらないことが明らかであったことから、それからD社が予算をベースに、そこから減額していく手法をとったことは不自然ではないと委員会は判断されている。

以上の点からすると、当初予算の説明書に計上されている金額から1億1,531万円という数字を算出したというD社の説明については、一応の合理性が認められると書かれている。

次に、その打診の額から100万円を差し引いて金額を出したということについては、N主事は労務単価が数百円下がれば、1億円の契約なら100万円単位で下がる旨の説明をしたと述べており、100万円単位という文言を明確に発したかどうかについては、必ずしも明らかにしていないが、数百円変わるということは数万円という話ではなく、1億円単位であれば、それが100万円単位になる話だから、そういう単位の減額幅という話はしたということが書かれている。

D社担当者も100万円単位の減額が必要だと明確に聞いたとは認めていないものの、N主事の言葉のニュアンスから、額が額なので最終的には100万円下げたと述べている。

そのやりとりについて、N主事は、100万円単位の減額が必要であると述べたが、少なくとも1万円単位、10万円単位ではなく、100万円単位の減額が必要だということが明確に伝わる表現を用いたと判断できると委員会では判断されている。

このようにD社は単価の置きかえによる減額というN主事の説明を全く理解できなかったが、N主事とのやりとりにより100万円単位の減額が必要であることは認識していたと言える。特命随意契約では見積書を何度も提出できるのであるから、ひとまず最低限の100万円を引いて見積書を提出し、様子を見ようとしたことは十分考えられることであり、D社の説明は特段不自然であるとは思われない。よって、当委員会はD社が設定金額及び予定価格を事前に知らないまま、これと同額の見積書を提出することはあり得るものと判断したと結論づけられている。

さらに、そもそも狭義の意味での漏えいがあったとすれば、D社が1億円規模の契約にわざわざ1万円単位まで数字を一致させ、漏えいがあったのではないかと疑いを招くような見積書を提出するとも考えがたい。以上から、N主事が狭義の意味での漏えいを行ったと認めることはできないものと言われている。

次に、広義の意味での漏えいの有無については、N主事の言葉を聞いたD社が100万円のみ引いた金額で見積書を提出し、この金額が設定価格及び予定価格とぴたりと一致したこと自体は偶然であったということまで書かれている。しかしながら、結果としてこのようなやりとりがあって、少し下げろ、大きく下げろではなく100万単位という表現をしたことで、どの程度の減額が必要なのかわからず、手探りの状態の中で100万円単位の減額が必要だとわかれば、100万円程度の減額でよいのか、200万、300万程度の減額が必要なのかは迷うとしても、1,000万円に近い減額はないだろうといった具体的な推測が可能となり、N主事が見積書の金額について少しオーバーする、かけ離れているといった表現を越え、幾ら幅があるといえ、100万円単位という具体的な数字を提示したり、数字を容易に連想させる言葉を用いたりしたことは、もはや設定価格を推測するに足る有益な情報を与えたと評価せざるを得ない。よって、当委員会はC契約について、狭義の意味での漏えいはないものの、広義の意味での漏えいがあったものと判断したというのが結論である。

結論づけた後に、報告書では、今後今回と同様あるいは類似の自体を発生させないための防止策について、次の4項目について第三者委員会から提言をされている。

1点目、業務設定書等の書類の保管方法等の見直しについて、予定価格等が鍵もかえないロッカーに保管してあったということから、この保管方

法についての見直しの提言があった。

2点目が、見積徴収業務の取り扱いについての見直し。

3点目が、見積徴収台帳についての見直し。随意契約では、通常入札が3回であるが、見積徴収では見積徴収回数に制限がないため、そのようなことも今回の要因の一つになっている可能性があるということで、見直しの提言があった。

4点目が、狭義の意味での漏えいに該当する行為はもちろんのこと、広義の意味での漏えいに該当する可能性のある行為の発生を予防する方法について。

これら4項目を速やかに見直しに向けて検討し、事務改善を進め、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたい。

なお、今回のこの報告を受けまして、懲戒処分を行った。こども未来部こども政策課主任38歳、停職1カ月。こども未来部こども政策課主幹52歳、減給1カ月。同じく係長44歳、減給1カ月。関係部長、次長については文書訓告とした。処分発令日は本日付。